

Loop

るうぷ

DV防止法改正

精神的暴力も保護命令の対象に!

令和6年4月からDV防止法が変わります!

配偶者からの暴力(DV)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。
現在、DV相談件数は全国的に増加傾向にある一方で、DV被害者を守るための保護命令発令件数は減少傾向にあります。保護命令の申し立ては身体的DVに限定していたため、増える精神的DVに対応しきれていなかったことが一因とも考えられています。

そのことから配偶者暴力防止法(DV防止法)が改正され、令和6年4月からは新たに精神的・性的・経済的DVも保護命令の対象となります。



令和6年4月からの主な変更点

01 接近禁止命令の発令要件

拡大

更なる
身体に対する暴力 または
生命/身体に対する脅迫 または
自由/名誉/財産に対する脅迫 により
生命/心身に重大な危害を受けるおそれがあるとき

これまでは身体への暴力のみ



02 接近禁止命令等の期間

伸長

1年間

これまでは6ヶ月



03 電話等禁止命令の対象行為

追加

電話、FAX、電子メールの他に
SNS等の送信や
性的羞恥心を害する電磁的記録の送信、
位置情報の無承諾取得



04 被害者の子(被害者と同居する未成年の子)への 電話等禁止命令

創設



05 退去等命令の期間

新設

住居の所有者または借借人が被害者のみの場合
申立てにより

6ヶ月



06 違反の厳罰化

2年以下の懲役 または 200万円以下の罰金

これまでは1年以下の懲役
または100万円以下の罰金



※ 詳しくはこちら ▶



金沢市女性相談支援室

(配偶者暴力相談支援センター)

DV、夫婦問題、離婚...その他女性が抱えるさまざまな不安や悩みの相談に応じます。(面接・電話・オンライン)

相談専用電話 **076-220-2554**

月曜日～金曜日 9時～17時(祝日、年末年始除く)

弁護士・心理士・カウンセラー・オンライン相談は予約制

詳しくはこちら ▶



DV相談+

プラス

電話・メール 24時間受付

チャット相談 12:00~22:00

0120-279-889

つながり はやく

- ✓ 365日対応
- ✓ 24時間電話対応
- ✓ 10カ国語対応(チャット)

詳しくは
こちらから ▶

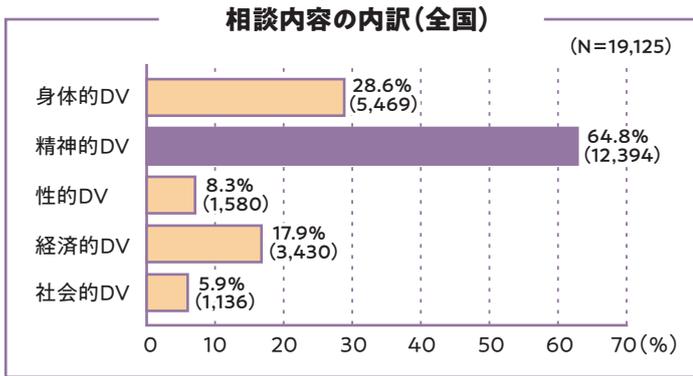


緊急の場合は110番か最寄りの警察署へ

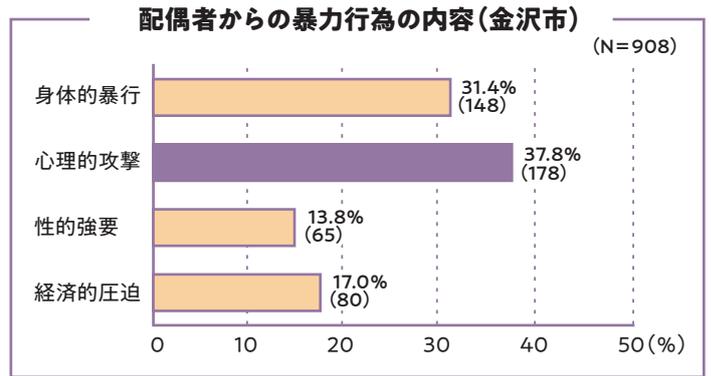
増える精神的DV

増える精神的DV

24時間DV相談を受付けているDV相談+(プラス)が令和4年度前期に受けた相談内容の約6割が“精神的暴力”を含んでおり、今は身体的な暴力よりも非常に多い被害内容となっています。金沢市でも精神的暴力を受けたことがあると回答した人が身体的暴力よりも上回っています。



令和4年度前期「DV相談+事業における相談支援の分析に係る調査研究事業」報告書 (内閣府男女共同参画局)



令和3年度 金沢市男女共同参画に関する市民意識調査により作成
・件数は「何度もあった」「1,2度あった」の合計

DVとは

配偶者(事実婚、元配偶者も含む)、または生活の本拠を共にする交際相手からの暴力のこと。暴力の種類はさまざま、下記のようなものがあります。DVはそれらの暴力を複合して継続的に行われます。

身体的暴力 / 殴る、髪を引っ張る、物を投げつける など

経済的暴力 / 生活費を渡さない、無断で借金をする など

精神的暴力 / 暴言を吐く、大声で怒鳴る、見下す、脅す など

社会的暴力 / 行動を監視・制限する、仕事を辞めさせる など

性的暴力 / 避妊に協力しない、性的行為を強要する など

子どもを使った暴力 / 子どもの前で暴力をふるう、子どもに母親または父親を侮辱させる など



金沢市女性センターによろそ!

男女共同参画社会の実現には、女性だけでなく、すべての性別や世代が課題解決に取り組むことが重要です。金沢市女性センターでは、さまざまな講座の開催のほかに男女共同参画を推進する団体への支援も行っています。また、その団体への活動に参加することも可能です(新規入会者を募集している団体のみ)。“女性”センターですが、どなたもぜひ気軽にお立ち寄りください。

男女共同参画支援セミナー

家事や子育て、仕事など生活に役立つ楽しい講座がいっぱい。みなさまのご参加をお待ちしています!



登録団体への支援

男女共同参画の推進をめざして活動する団体を登録し、活動の支援を行っています。

支援内容

- ・施設を団体の活動の場として提供(無償)
- ・ホームページ等で団体の活動を情報発信
- ・男女共同参画推進に関する情報の提供

登録団体で活動したい!

現在70を超える団体が登録中! 新しく入会者を募集している団体もあります。あなたも参加してみませんか? 興味のある団体があるかも!



最新の講座情報や登録団体についての情報はホームページ、公式SNS等をチェック!



金沢市女性センター
ホームページ



金沢市女性センター 公式Instagram
@kanazawacity_jyosei_center



金沢市ダイバーシティ人権政策課 公式X(旧Twitter)
@jinken_kanazawa

金沢市女性センター

金沢市三社町1番44号(石川県女性センター3階)
※金沢駅より徒歩12分

TEL 076-233-1265
FAX 076-223-6299

男女共同参画出前講座 講師を派遣します!

無料

職場や地域、団体の研修会や講習会などに講師を無料で派遣しています。

テーマ例

- 男女共同参画ってなに?
- ワークライフバランス
- 女性に対する暴力と護身術
- DV・デートDV など

※男女共同参画に関するテーマに限ります。

詳しくはこちらから



ダイバーシティ人権政策課



発行月 令和6年3月
発行 金沢市ダイバーシティ人権政策課
所在地 〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

TEL 076-220-2095 FAX 076-260-1178
公式 X(旧 Twitter) @jinken_kanazawa

金沢市 男女共同参画

